

## 弁護士法の一部改正について（概要）

### 1 弁護士となる資格の特例の拡充

企業法務の担当者や地方議会議員を含む公務員等であって、司法試験合格後、裁判手続等所定の法律関係事務に7年以上従事し、かつ、その後に所定の研修を修了した者に対して弁護士資格を付与する。

司法試験合格後、5年以上国会議員の職に在った者に弁護士資格を付与する。

いわゆる特任検事を5年以上経験した者に弁護士資格を付与する。

### 2 弁護士法上の公務就任の制限の撤廃と弁護士の営利業務従事の制限の緩和

弁護士法上の公務就任の制限を撤廃する。

弁護士が営利業務に従事する場合につき、許可制から届出制に移行する。

弁護士会は、営利業務に従事する弁護士の名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供する。

### 3 弁護士の報酬規定の会則記載事項からの削除

弁護士の報酬規定を日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）・弁護士会会則の必要的記載事項から削除する。

### 4 弁護士の綱紀・懲戒手続の整備

#### (1) 弁護士会の綱紀委員会の委員

弁護士のみで構成されている弁護士会の綱紀委員会の委員に弁護士以外の委員（裁判官、検察官及び学識経験者）を加える。

#### (2) 日弁連の綱紀委員会

日弁連に法律上の機関として綱紀委員会を設置する。

日弁連の綱紀委員会は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験者である委員で組織する。

日弁連の綱紀委員会の機能

弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をした場合等において、懲戒請求者が異議の申出をしたときに、異議の審査を行う。

日弁連が懲戒の事由があると思料するときに、その求めにより、日弁

連の懲戒委員会に審査を求めることが相当か否か、事案の調査を行い議決をする。

弁護士及び弁護士法人の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

### (3) 綱紀審査会

日弁連に綱紀審査会を創設する。

綱紀審査会は、学識経験者（弁護士、裁判官及び検察官である者又はこれらであった者を除く。）11人で組織する。

#### 綱紀審査会の機能

弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をし、懲戒請求者が異議の申出をしたが、日弁連の綱紀委員会の審査により、日弁連がこれを棄却・却下した場合に、綱紀審査会に更なる審査の申出ができる制度とする。

綱紀審査会が出席した委員の3分の2以上の多数をもって、弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたときは、事案は弁護士会に送付され、弁護士会の懲戒委員会の審査に付される。

### (4) 異議の申出及び綱紀審査の申出の期間

異議の申出の期間は60日とし、綱紀審査の申出の期間は30日とする。

### (5) 懲戒の処分の公告等

日弁連は、日弁連又は弁護士会が弁護士又は弁護士法人を懲戒したときは、懲戒の処分の内容を官報をもって公告する。

## 5 弁護士法第72条の明確化

非弁護士による法律事務の取扱いを禁止する弁護士法第72条の例外には弁護士法以外の法律において定められるものがある旨を、同条ただし書を改正して明確化する。

## 6 その他所要の改正

# 弁護士資格の特例の拡充について

## < 現行制度 >

原則（弁護士法第4条）

司法修習生の修習を終えた者

特例（弁護士法第5条）

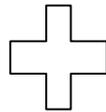
最高裁判事（第1号）

簡裁判事、検察官、裁判所調査官・事務官、法務事務官、司法  
研修所等の教官、衆・参議院法制局参事、内閣法制局参事官  
（第2号）

司法試験合格後、経験年数5年以上

大学等の法律学の教授、助教授（第3号）

経験年数5年以上



## < 拡充の方向性 >

企業法務の担当者、公務員等

司法試験合格後、裁判手続関係等所定の法律関係事務（ ）  
に、7年以上従事  
所定の研修を修了

国会議員

司法試験合格後、経験年数5年以上

いわゆる特任検事

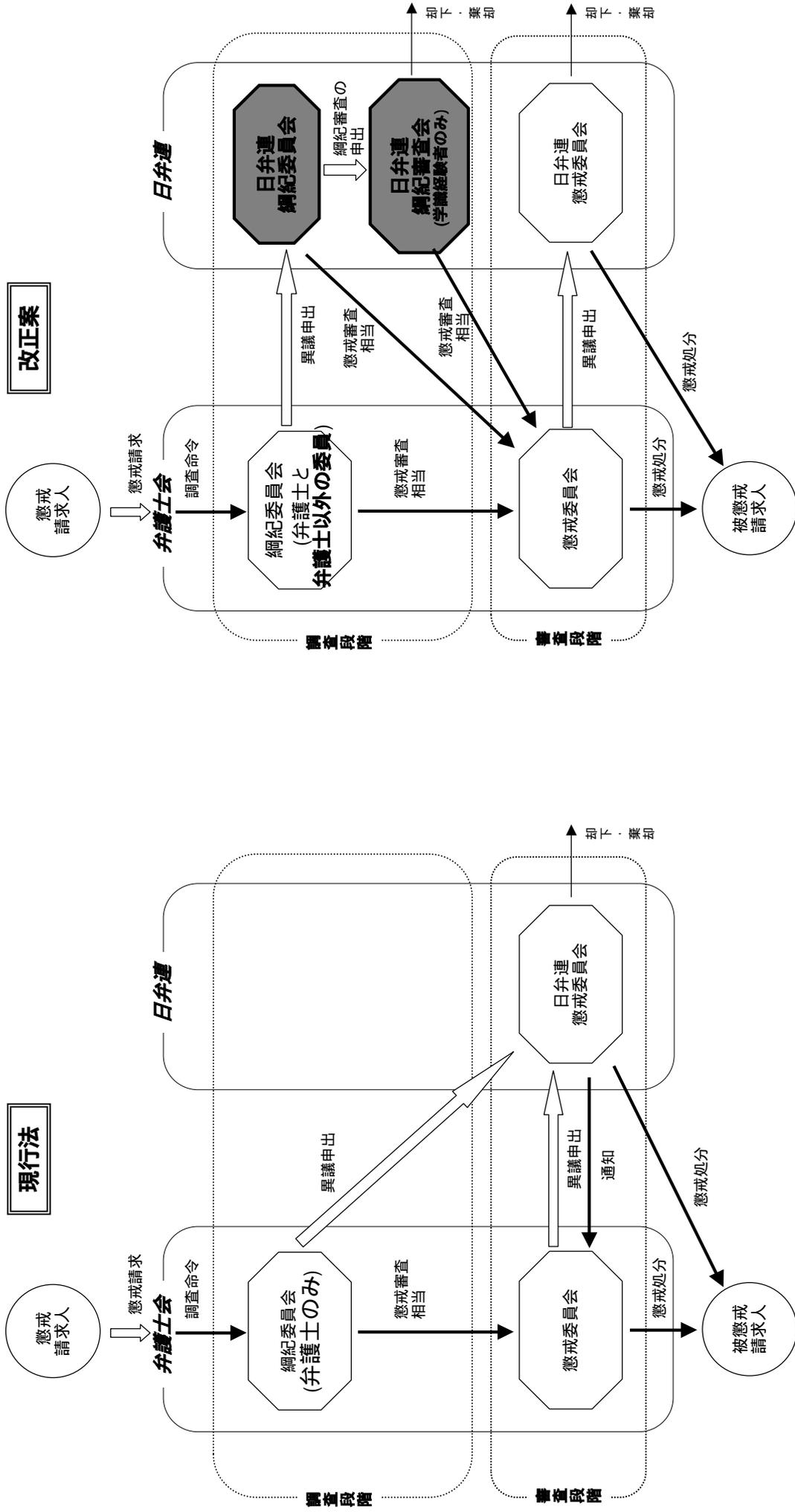
検事としての経験年数5年以上

（ ）法律事務の例

企業法務等の担当者 ... 裁判手続関係、契約関係 等  
公務員 ... 裁判手続関係、法令の立案 等

# 網紀懲戒手続の整備

**透明化・実効化**  
 弁護士会の網紀委員会に弁護士以外の委員(裁判官・検察官・学識経験者)を追加  
 日弁連に法律上の機関として網紀委員会を設置  
 日弁連に網紀審査会を創設(学識経験者のみで構成)



上記は、懲戒請求があった場合の手続であり、この他に弁護士会又は日弁連が弁護士又は弁護士法人につき懲戒事由があると思料したときに懲戒の手続に付する場合がある。